

資料 1-2

事務局説明資料

議題：紹介受診重点医療機関に係る協議について

【資料 1】令和 6 年度外来機能報告に係る紹介受診重点医療機関の協議について

- 紹介受診重点医療機関の協議につきましては、昨年度から外来機能報告のデータを元に実施しております。
- この度は、昨年の 10 月から 11 月にかけて実施された「令和 6 年度外来機能報告」のデータを元に協議させていただきます。
- まず、資料 1 の 1 ページ目をご覧ください。
- 資料内「埼玉県における協議方針」のとおり、協議は、外来機能報告の結果得られた、紹介受診重点外来の基準と紹介受診重点医療機関となる意向の有無の合致状況に応じて行います。
- 協議方針について、昨年度からの変更はございませんので、詳細は資料をご覧くださいたく存じます。
- 次に 2 ページ目をご覧ください。
- こちらは、本圏域における「①」に該当する、紹介受診重点外来の基準を満たしており、かつ紹介受診重点医療機関を継続する意向がある医療機関の一覧でございます。
- これらの医療機関につきましては、資料の下部の「協議案」にございますとおり、基準と意向が合致していることから、県ホームページ等において、紹介受診重点医療機関としての公表を継続することとしたいと考えております。
- 次に 3 ページ目をご覧ください。
- こちらは、「②」の基準を満たしているが、紹介受診重点医療機関となる意向を有さない医療機関の一覧でございます。
- なお、各医療機関における「紹介受診重点医療機関となる意向を有さない理由」は次頁にまとめております。
- これらの医療機関につきましては、資料の下部の「協議案」にございますとおり、医療機関の意向を第一に考慮し、今回は紹介受診重点医療機関としての公表を行わないこととしたいと考えております。

資料 1-2

- 最後のページには、参考に紹介受診重点外来の基準の詳細をまとめております。
- 事務局案に対するご意見を、別紙様式「令和6年度第3回埼玉県北部地域医療構想調整会議 議題に対する質疑・意見書」に御記入のうえ、電子メールにて送付ください。